

○総務省令第 号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていない

ものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(電気通信事業の登録申請) 第四条 〔略〕 2 法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に連するものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号に掲げる電気通信役務とする。 3 法第十条第一項第三号イの総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次に掲げるものとする。 一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務 二 第十四条第二号に掲げる第二号基礎的電気通信役務 三 第十四条第二号の二に掲げる第一号基礎的電気通信役務 4 法第十条第一項第三号イの総務省令で定める地域の単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位とする。 一 前項第一号に掲げる第一号基礎的電気通信役務及び第二号基礎的電気通信役務に係る単位 市町村（特別区を含む。） 二 前項第二号及び第三号に掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る単位 都道府県 5 法第十条第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一・二 略 〔略〕 7 〔略〕 (軽微な変更) 第六条 法第十三条第一項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。 一 業務区域及び法第十条第一項第三号イ又はロに定める事項の変更にあつては、次のもの 〔イ〕ハ 略 二 基礎的電気通信役務（法第十条第一項第三号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。第九条第七項第一号二、第十三条及び第二十二条の二の十において同じ。）に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域の増加 二・三 略 (氏名等の変更の届出) 第七条 〔略〕 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号及び第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 (電気通信事業の届出) 第九条 〔略〕 2 法第十六条第一項第六号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	(電気通信事業の登録申請) 第四条 〔同上〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 〔新設〕 2 法第十条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一・二 同上 〔同上〕 〔同上〕 4 〔同上〕 (軽微な変更) 第六条 〔同上〕 一 業務区域の変更にあつては、次のもの 〔イ〕ハ 同上 〔新設〕 二・三 同上 (氏名等の変更の届出) 第七条 〔同上〕 2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。 (電気通信事業の届出) 第九条 〔同上〕 2 法第十六条第一項第五号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

	「一・二 略」
3	略
4	法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号又は第六号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。
5・6	略
7	略
一	業務区域及び法第十六条第一項第三号イ又はロに定める事項の変更にあつては、次に掲げるもの
二	「イ」ハ 略
	基礎的電気通信役務に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域の増加
	「二・三 略」
8～15	略
	(電気通信役務等の変更の報告)
第十条	電気通信事業者は、 第四条第七項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。
2～4	略
	(基礎的電気通信役務台帳の公表等)
第十三条	法第十八条の二第三号イの総務省令で定める事項は、基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少をしようとしている当該業務区域において当該基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする日とする。
2	法第十八条の二第三号ロの総務省令で定める利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものは、次に掲げるものとする。
一	利用者が基礎電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる当該基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
二	電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務(基礎的電気通信役務に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。)の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き継ぎ当該電気通信業務を行うこととなるもの
三	電気通信業務の休止又は廃止であつて、地域単位区域がその電気通信業務の休止又は廃止後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれることとなるもの
四	その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信業務の休止又は廃止
3	法第十八条の二第三号ロの総務省令で定める事項は、次に定める事項とする。
一	電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止をしようとする場合においては、その電気通信業務に関する契約の申込みの受付を終了しようとする日
二	電気通信業務の全部又は一部の休止をしようとする場合においては、その休止の期間及び

	「一・二 同上」
3	同上
4	法第十六条第三項の規定による同条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。
5・6	同上
7	同上
一	業務区域の変更にあつては、次に掲げるもの
	「イ」ハ 同上
	「新設」
	「二・三 同上」
8～15	同上
	(電気通信役務等の変更の報告)
第十条	電気通信事業者は、 第四条第四項第二号又は第九条第一項第二号の書類に変更があつたときは、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。
2～4	同上
第十三条	削除

	その再開を予定する日
4	総務大臣は、法第十八条の二第一項の規定による基礎的電気通信役務台帳の作成及び公表に当たっては、基礎的電気通信役務を利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるものとする。 (第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告) 第十四条の二 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 (基礎的電気通信役務の届出契約約款において地域により異なる料金の額が定められる特別の事情) 第十六条の二 法第十九条第二項第二号の総務省令で定める特別の事情は、地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があることその他の地域により異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ、異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがないものとする。 第十九条の三 削除 第十九条の四 削除 第二十二条の二の二 削除

	(第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)
第十四条の二	前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域（市町村（特別区を含む。以下この条及び第二十二条の二の二第二項並びに様式第十二の六及び様式第十五の二において同じ。）又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。 〔新設〕 (特定電気通信役務の範囲) 第十九条の三 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第十八条で定める指定電気通信役務であつて、加入電話、公衆電話（第十四条第二号の二に掲げる電気通信役務を除く。）及び総合デジタル通信サービスに係る音声伝送役務（国際電話及び国際総合デジタル通信サービスに係るものを除く。）とする。 (特定電気通信役務の種別) 第十九条の四 法第二十一条第一項の総務省令で定める電気通信役務の種別は、音声伝送役務とする。 (第一号基礎的電気通信役務の提供) 第二十二条の二の二 法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供（当該第一号基礎的電気通信役務の提供が法第二百一十一条第一項の認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供として行われる場合を含む。次項において同じ。）は、第十四条第三号又は第四号に規定する第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者にあつては、同条第一号、第三号又は第四号に規定する電気通信役務のいずれかを提供すれば足りることとする。 2 前項の電気通信事業者は、法第二十五条第一項の第一号基礎的電気通信役務の提供を第十四条第一号に規定する電気通信役務に代えて同条第三号又は第四号に規定する電気通信役務により行おうとする場合には、様式第十五の二により、その提供を行う区域（市町村又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、そ

(電気通信業務の休止等の利用者への周知)		の実施の日より相当の期間前までに総務大臣に報告するものとする。当該電気通信役務の提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。	
		「見出しを加える。」	
		(電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知)	
第二十二條の二十 法第二十六條の四第一項の規定による周知は、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。		第二十二條の二十 法第二十六條の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。	
一 対面による説明		一 対面による説明	
二 電話又はこれに類する双方向の通信		二 電話又はこれに類する双方向の通信	
三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付		三 郵便、信書便その他の手段による書面の交付	
四 電子メールの送信		四 電子メールの送信	
五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、その休止又は廃止（業務区域の減少又は電気通信回線設備の規模の縮小（以下この条及び次条第一項において「業務区域の減少等」という。）を含む。）をしようとする電気通信業務（法第十条第一項第五号に規定する基礎的電気通信役務に係るものに限る。以下この条において同じ。）に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの		五 電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの	
2 法第二十六條の四第一項の総務省令で定める一年以上の期間（第五項において当該期間の末日を「周知期限日」という。）は、電気通信業務の全部又は一部の休止又は廃止（業務区域の減少等を含む。以下この条において同じ。）の日の前日から起算して一年とする。		2 法第二十六條の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
3 法第二十六條の四第一項の表第一号の中欄の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。		一 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容	
一 業務区域の減少等をしようとする地域単位区域		二 休止し、又は廃止しようとする年月日	
二 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務の内容		三 休止しようとする場合にあつては、その期間	
三 業務区域の減少等をしようとする年月日		四 休止又は廃止の理由	
四 業務区域の減少等をしようとする理由		五 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
五 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先		六 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）	
六 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務（当該電気通信業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）		七 休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
七 業務区域の減少等をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報		3 第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの。）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六條の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。	
八 業務区域の減少等により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日		4 法第二十六條の四第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。	
4 法第二十六條の四第一項の表第二号の中欄の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。		一 利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契	
一 休止又は廃止をしようとする地域単位区域			

二	休止又は廃止をしようとする電気通信業務の内容
三	休止又は廃止をしようとする年月日
四	休止しようとする場合にあつては、その期間及びその再開を予定する年月日
五	休止又は廃止の理由
六	休止又は廃止をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先
七	休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務（当該電気通信業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）
八	休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る基礎的電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報
九	休止又は廃止により、基礎的電気通信役務の提供を終了しようとする当該業務区域において基礎的電気通信役務に関する契約に係る申込みの受付を終了しようとする年月日
5	第一項の規定にかかわらず、業務区域の減少等に係る基礎的電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの）により第三項各号又は前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の四第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。
6	法第二十六条の四第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 利用者が基礎的電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該基礎的電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信業務の休止又は廃止をする場合 二 電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなる場合 三 電気通信業務の休止又は廃止であつて、地域単位区域がその電気通信業務の休止又は廃止後の基礎的電気通信役務に係る業務区域の範囲に含まれることとなる場合 四 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいと認められる電気通信業務の休止又は廃止をする場合
7	法第二十六条の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六条の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の二の届出書を総務大臣に提出しなければならない。
第二十二条の二の十一 法第二十六条の五第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止又は廃止（業務区域の減少等を含む。以下この条及び次条において同じ。）をしようとする日（以下この条において「休業止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（法第二十六条の五第三項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休業止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるい	

- 約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止
- 一 電気通信事業の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信業務を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの

二 その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的小さいと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止

〔新設〕

	れ	かの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。
一	対面による説明	
二	電話又はこれに類する双方向の通信	
三	郵便、信書便その他の手段による書面の交付	
四	電子メールの送信	
五	電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの	
2	法第二十六条の五第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。	
一	休止又は廃止をしようとする電気通信業務の内容	
二	休止又は廃止をしようとする年月日	
三	休止しようとする場合にあつては、その期間	
四	休止又は廃止の理由	
五	休止又は廃止をしようとする電気通信業務に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
六	休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務（当該電気通信業務に係る電気通信役務と当該代替となる電気通信役務との比較検討が可能となる情報を含む。）	
七	休止又は廃止をしようとする電気通信業務に係る電気通信役務に関する利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
3	第一項の規定にかかわらず、休止又は廃止に係る電気通信役務の提供に関する契約を周知期限日後に締結した利用者（当該契約を締結しようとするときに第一項各号に掲げるいずれかの方法（同項第五号に掲げる方法にあつては、利用者が当該契約を締結しようとするときに閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの）により前項各号に掲げる事項の周知が適切に行われた利用者に限る。）に対する法第二十六条の五第一項の規定による周知は、適宜の方法により行うことができる。	
4	法第二十六条の五第一項ただし書の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。	
一	利用者が電気通信役務の提供を受けようとする都度、当該電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止	
二	電気通信事業の全部又は一部の譲渡し又は電気通信事業者についての合併、分割若しくは相続に伴う電気通信業務の廃止であつて、当該譲渡し又は合併、分割若しくは相続により当該電気通信事業者の地位を承継した者が引き続き当該電気通信業務を行うこととなるもの	
三	電気通信業務の休止若しくは廃止であつて、その休止又は廃止に係る範囲が都道府県の一部である場合	
四	その他利用の態様から見て通信を行う目的が限定的であることが明らかであるため利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないと認められる電気通信役務に係る電気通信業務の休止又	

は廃止 (利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出) 第二十二條の二の十一の二 法第二十六條の五第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。 「削る」	(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止及び廃止に関する届出) 第二十二條の二の十一 法第二十六條の四第二項の総務省令で定める電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止は、次に掲げるものとする。 一 第一号基礎的電気通信役務並びに第二号基礎的電気通信役務のうち、第二種適格電気通信事業者が提供するものと及び法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する四半期の直前の四半期末における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が二十万を超える電気通信事業者が提供するもの(ただし、他の電気通信事業者に対して提供している即電気通信役務を除く。)に係る電気通信業務の休止又は廃止 二 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数(他の電気通信事業者に対し即電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該即電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。)が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止
一 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止 二 前号に掲げるもののほか、法第二十六條の五第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数(他の電気通信事業者に対し即電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該即電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。)が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止 2 法第二十六條の五第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六條の五第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 (電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報) 第二十二條の二の十二 法第二十六條の六第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。 一 法第二十六條の五第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報 二 第二十二條の二の十一第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報 「三 略」	一 第一号基礎的電気通信役務並びに第二号基礎的電気通信役務のうち、第二種適格電気通信事業者が提供するものと及び法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する四半期の直前の四半期末における当該第二号基礎的電気通信役務の契約数が二十万を超える電気通信事業者が提供するもの(ただし、他の電気通信事業者に対して提供している即電気通信役務を除く。)に係る電気通信業務の休止又は廃止 二 指定電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止 三 前二号に掲げるもののほか、法第二十六條の四第一項の周知を開始する日の属する年度の前年度の末日における同項に規定する休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る契約の数(他の電気通信事業者に対し即電気通信役務を提供している場合には、当該他の電気通信事業者の当該即電気通信役務に係る電気通信業務に係る契約の数を含む。)が百万以上である電気通信役務であつて、当該役務の対価として料金の支払を受けるものに係る電気通信業務の休止又は廃止 2 法第二十六條の四第二項の規定による届出をしようとする者は、法第二十六條の四第一項の規定による周知を開始する日の前日から起算して三十日前の日までに、様式第十五の三の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 (電気通信業務の休止及び廃止に関して公表する情報) 第二十二條の二の十二 法第二十六條の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。 一 法第二十六條の四第一項の規定による周知に際して他の電気通信事業者等との連携が行われた場合は、当該連携に関して作成し、又は取得した情報 二 第二十二條の二の十第二項第六号に規定する代替となる電気通信役務の提供に関して作成し、又は取得した情報 「三 同上」 (第一号基礎的電気通信役務の種別)
第四十條の七 削除 「見出しを削る。」	第四十條の七 法第八條第二項の総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、第十四条各号に掲げる第一号基礎的電気通信役務とする。 (電報)
第六十五條 削除	第六十五條 法附則第五条第三項の規定に基づく電報の事業に係る業務の委託は、次に掲げるところによる。 一 東日本電信電話株式会社等は、電報の事業に係る業務を日本郵便株式会社において行うことが適当であるときは日本郵便株式会社に委託すること。 二 東日本電信電話株式会社等は、前号の規定による委託をすることができないときは、次の

第六十六条 削除

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

〔略〕

〔1・2 略〕

3 業務区域及び基礎的電気通信役務に係る業務区域

〔注1～4 略〕

5 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）を提供する場合にあつては、併せて下記(4)の事項を記載すること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下同じ。）に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域

注1 基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。

2 地域単位区域については、第4条第4項各号に定める単位で記載し、業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村又は都道府県を記載すること。

3 複数の基礎的電気通信役務を提供する場合にあつては、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、電気通信事業法施行規則第4条第3項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごとに記載すること。

〔4 略〕

5 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先

条件に適合する者に当該業務を委託すること。

イ 法第十二条第一号から第三号までのいずれかに該当する者でない者

ロ 通信の秘密の確保に支障が生ずるおそれのない者

ハ 委託に係る地域の事情に明るい者その他確実かつ安定的に委託業務を遂行できる者

第六十六条

東日本電信電話株式会社等は、法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第百二十五号）第二条の規定による改正前の法第三十一条の四に規定する契約約款において、電報の配達（電報に関する現業事務を取り扱う事務所における交付その他配達に準ずる行為を含む。以下同じ。）に関し、配達先、正当の配達及び配達の免責事由について定めなければならない。

2 電報の誤配達を受けた者が東日本電信電話株式会社等にその電報を返し、又はその旨を通知したときは、東日本電信電話株式会社等は、電報の返付又は通知のため通常要すべき費用を補償しなければならない。

様式第1（第4条第1項、第4条の2第1項関係）

〔同左〕

〔1・2 同左〕

3 業務区域

〔注1～4 同左〕

〔新設〕

〔(1)～(3) 同左〕

〔新設〕

〔4 同左〕

〔新設〕

注 「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。

6 〔略〕

〔注 略〕

様式第2（第4条第6項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係）

〔略〕

〔注 略〕

様式第2の2（第4条第7項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係）

〔略〕

〔注 略〕

様式第3（第4条第7項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

〔略〕

〔注1～6 略〕

様式第4（第4条第7項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

電気通信役務の種類		提供する役務
1 加入電話		
2 総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
3 中継電話（国際電話であるものを除く。）		
4 国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5 公衆電話		
6 携帯電話	三・九ー四世代移動通信システムを使用するもの	
	第五世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九ー四世代移動通信システム又は第五世代移	

5 〔同左〕

〔注 同左〕

様式第2（第4条第3項、第4条の2第2項、第10条第4項、第11条第5項第9号、第40条の9第3項第9号、第40条の10第3項第2号、第40条の18第1項第4号、第2項第6号及び第3項第10号関係）

〔同左〕

〔注 同左〕

様式第2の2（第4条第4項、第4条の2第3項、第7条第1項、第9条第1項及び第3項、第11条第5項関係）

〔同左〕

〔注 同左〕

様式第3（第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項、第6項、第9項及び第10項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

〔同左〕

〔注1～6 同左〕

様式第4（第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

電気通信役務の種類		提供する役務
1 加入電話		
2 総合デジタル通信サービス（中継電話又は公衆電話であるもの及び国際総合デジタル通信サービスを除く。）		
3 中継電話（国際電話であるものを除く。）		
4 国際電話等	国際電話	
	国際総合デジタル通信サービス	
5 公衆電話		
6 携帯電話	三・九ー四世代移動通信システムを使用するもの	
	第五世代移動通信システムを使用するもの	
	三・九ー四世代移動通信システム又は第五世代移	

	動通信システムを使用するもの以外のもの				動通信システムを使用するもの以外のもの		
7 P H S				7 P H S			
8 I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に掲げる電気通信番号を使用するもの			8 I P 電話	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に掲げる電気通信番号を使用するもの		
	当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの				当該 I P 電話の提供のために電気通信番号規則別表第 1 号又は第 6 号に掲げる電気通信番号を使用するもの以外のもの		
9 ワイヤレス固定電話				9 ワイヤレス固定電話			
10 衛星移動通信サービス				10 衛星移動通信サービス			
11 FMC サービス				11 FMC サービス			
12 インターネット接続サービス				12 インターネット接続サービス			
13 F T T H ア クセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの			13 F T T H ア クセスサービス	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの以外のもの		
	共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの				共同住宅等内に V D S L 設備その他の電気通信設備を用いるもの		
14 D S L アクセスサービス				14 D S L アクセスサービス			
15 F W A アクセスサービス				15 F W A アクセスサービス			
16 C A T V アクセスサービス				16 C A T V アクセスサービス			
17 携帯電話・ P H S アクセスサービス				17 携帯電話・ P H S アクセスサービス			
18 三・九ー四世代移動通信アクセスサービス				18 三・九ー四世代移動通信アクセスサービス			
19 第五世代移動通信アクセスサービス				19 第五世代移動通信アクセスサービス			
20 ローカル 5 G サービス				20 ローカル 5 G サービス			
21 フレームリレーサービス				21 フレームリレーサービス			
22 A T M 交換サービス				22 A T M 交換サービス			
23 公衆無線 L A N アクセスサービス				23 公衆無線 L A N アクセスサービス			
24 BWA アク セスサービス	全国 BWA アクセスサービス			24 BWA アク セスサービス	全国 BWA アクセスサービス		
	地域 BWA アクセスサービス				地域 BWA アクセスサービス		
	自営等 BWA アクセスサービス				自営等 BWA アクセスサービス		

25	IP-VPNサービス		25	IP-VPNサービス	
26	広域イーサネットサービス		26	広域イーサネットサービス	
27	衛星アクセスサービス		27	衛星アクセスサービス	
28	専用役務	国内電気通信役務であるもの	28	専用役務	国内電気通信役務であるもの
		国際電気通信役務であるもの			国際電気通信役務であるもの
29	アンライセンスLPWAサービス		29	アンライセンスLPWAサービス	
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス		30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス	
31	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）		31	インターネット関連サービス（IP電話を除く。）	
32	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの	32	仮想移動電気通信サービス	携帯電話に係るもの
		PHSに係るもの			PHSに係るもの
		ローカル5Gサービスに係るもの			ローカル5Gサービスに係るもの
		BWAアクセスサービスに係るもの			BWAアクセスサービスに係るもの
33	ドメイン名電気通信役務	第59条の3第1項第1号イに掲げるもの	33	ドメイン名電気通信役務	第59条の3第1項第1号イに掲げるもの
		第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの			第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの
		第59条の3第1項第2号に掲げるもの			第59条の3第1項第2号に掲げるもの
34	上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		34	電報	受付及び配達の業務を行う場合
					受付及び配達の業務を行わない場合
			35	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務	
[注1～8 略] [削る]			[注1～8 同左]		
<u>9</u> [略] 様式第5（第5条第1項関係） [略]			<u>9</u> 電報の事業については、法附則第5条の規定及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）による改正前の電気通信事業法の規定が適用されることに留意すること。		
[注1 略]			<u>10</u> [同左]		
<u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様			様式第5（第5条第1項関係） [同左]		
			[注1 同左] [新設]		

<u>式第15の3を添付すること。</u> <u>3</u> [略] 様式第5の2（第5条第2項第1号関係） [略] [注1 略] <u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、<u>様式第15の3を添付すること。</u> <u>3</u> [略] 様式第5の3（第5条第2項第2号関係） [略] [注1 略] <u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、<u>様式第15の3を添付すること。</u> <u>3</u> [略] 様式第5の4（第5条第2項第3号関係） [略] [注1 略] <u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、<u>様式第15の3を添付すること。</u> <u>3</u> [略] 様式第5の5（第5条第2項第4号関係） [略] [注1 略] <u>2</u> 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、<u>様式第15の3を添付すること。</u> <u>3</u> [略] 様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係） [略]			<u>2</u> [同左] 様式第5の2（第5条第2項第1号関係） [同左] [注1 同左] [新設] <u>2</u> [同左] 様式第5の3（第5条第2項第2号関係） [同左] [注1 同左] [新設] <u>2</u> [同左] 様式第5の4（第5条第2項第3号関係） [同左] [注1 同左] [新設] <u>2</u> [同左] 様式第5の5（第5条第2項第4号関係） [同左] [注1 同左] [新設] <u>2</u> [同左] 様式第6（第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係） [同左]		
変更事項	変更前	変更年月日	変更事項	変更前	変更年月日

	変更後			変更後	
氏名			氏名		
住所			住所		
電話番号及び 電子メールアドレス			電話番号及び 電子メールアドレス		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の氏名			外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の氏名		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の住所			外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の住所		
外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の電話番号及び電子メールア ドレス			外国法人等の国内における代 表者又は国内における代理人 の電話番号及び電子メールア ドレス		
基礎的電気通信役務の提供に 関する問合せを受けるための 電話番号その他の連絡先			注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。		
注 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。 2 「基礎的電気通信役務の提供に関する問い合わせを受けるための電話番号その他の連絡 先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡 先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明 記の上で記載すること。			様式第8（第9条第1項、第60条の2関係） [同左] [1・2 同左] 3 業務区域 [注1～4 同左] 5 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又 は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）を提供する場合にあつては、 併せて下記(4)の事項を記載すること。 [(1) 略]		

[(2) 略]
[(3) 略]
4 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。以下同じ。）に係る業務区域にその全部又は一部が含まれる地域単位区域
注1 基礎的電気通信役務に係る業務区域については、一般的に想定している利用形態により基礎的電気通信役務の提供を受けることが可能となる区域（いわゆるサービスエリア）を記載すること。
2 地域単位区域については、市町村（特別区を含む。以下この注において同じ。）を単位とし、当該業務区域にその全部又は一部が含まれる市町村を記載すること。
3 複数の基礎的電気通信役務を提供する場合にあつては、基礎的電気通信役務の区分（第一号基礎的電気通信役務又は第二号基礎的電気通信役務の別及び第一号基礎的電気通信役務にあつては、電気通信事業法施行規則第4条第3項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別による区分をいう。）ごとに記載すること。
[4 略]
5 基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業を営もうとする場合にあつては、当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先
注 「当該基礎的電気通信役務の提供に関する問合せを受けるための電話番号その他の連絡先」については、他の基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者が連絡可能な連絡先を記載すること。利用者が連絡可能な連絡先を併せて記載する場合には、その旨を明記の上で記載すること。
6 [略]
[注 略]
様式第9（第9条第5項関係）
[略]
[注1 略]
2 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様式第15の3を添付すること。
3 [略]
様式第9の2（第9条第6項第1号関係）
[略]
[注1 略]
2 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様

[(2) 同左]
[(3) 同左]
[新設]
[4 同左]
[新設]
[5 同左]
[注 同左]
様式第9（第9条第5項関係）
[同左]
[注1 同左]
[新設]
2 [同左]
様式第9の2（第9条第6項第1号関係）
[同左]
[注1 同左]
[新設]

式第15の3を添付すること。

3 [略]

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）
[略]

[注1・2 略]

3 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様式第15の3を添付すること。

4 [略]

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）
[略]

[注1 略]

2 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様式第15の3を添付すること。

3 [略]

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）
[略]

[注1・2 略]

3 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様式第15の3を添付すること。

4 [略]

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）
[略]

[注1 略]

2 基礎的電気通信役務（法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務又は同号ロに規定する第二号基礎的電気通信役務に限る。）に係る業務区域の減少をしようとするときであつて、法第26条の4第2項に規定する届出を行っていない場合は、様式第15の3を添付すること。

3 [略]

様式第9の7（第9条第6項第4号関係）
[略]

[注1 略]

2 [同左]

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）
[同左]

[注1・2 同左]

[新設]

3 [同左]

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）
[同左]

[注1 同左]

[新設]

2 [同左]

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）
[同左]

[注1・2 同左]

[新設]

3 [同左]

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）
[同左]

[注1 同左]

[新設]

2 [同左]

様式第9の7（第9条第6項第4号関係）
[同左]

[注1 同左]

休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）				休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）			
休止（廃止）した事業				休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によ つて変更した事項及びその内 容	休止に係る事項又は廃止 によつて変更した事項			休止に係る事項又は廃止によ つて変更した事項及びその内 容	休止に係る事項又は廃止 によつて変更した事項		
	変 更 内 容	休止（廃止） 前	休止（廃止） 後		変 更 内 容	休止（廃止） 前	休止（廃止） 後
電気通信事業法第26条の4第 1項又は第26条の5第1項の 規定により利用者に周知させ るために行つた措置の内容				電気通信事業法第26条の4第 1項の規定により利用者に周 知させるために行つた措置の 内容			
[注1・2 略] 3「電気通信事業法第26条の4第1項又は第26条の5第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。 [4 略] 様式第12の4（第12条第5項第1号関係） [略]				[注1・2 同左] 3「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。 [4 同左] 様式第12の4（第12条第5項第1号関係） [同左]			
休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）				休止年月日及び予定期間 （廃止年月日）			
休止（廃止）した事業				休止（廃止）した事業			
休止に係る事項又は廃止によ つて変更した事項及びその内 容	休止に係る事項又は廃止 によつて変更した事項			休止に係る事項又は廃止によ つて変更した事項及びその内 容	休止に係る事項又は廃止 によつて変更した事項		
	変 更 内 容	休止（廃止） 前	休止（廃止） 後		変 更 内 容	休止（廃止） 前	休止（廃止） 後
電気通信事業法第26条の4第 1項又は第26条の5第1項の 規定により利用者に周知させ るために行つた措置の内容				電気通信事業法第26条の4第 1項の規定により利用者に周 知させるために行つた措置の 内容			
[注1・2 略] 3「電気通信事業法第26条の4第1項又は第26条の5第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。 [4 略] 様式第15の2（第22条の2の10第7項関係）				[注1・2 同左] 3「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。 [4 同左] 様式第15の2（第22条の2第2項関係）			

基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少 (基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)の周知の実施届出書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号 法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 第2条第16項に規定する法人番号がある場合は、記載すること。) 担当部署名 (担当部署がある場合は、名称を記載すること。) 電話番号及び電子メールアドレス (連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。なお、担当部署等がある場合は、当該担当部署等の電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。)	
基礎的電気通信役務に係る業務区域の減少 (基礎的電気通信役務に用いられる電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)を行いたいので、電気通信事業法第26条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
業務区域の減少 (電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止)をしようとする地域単位区域	

第一号基礎的電気通信役務提供区域等報告書	
年 月 日	
総務大臣 殿	
郵便番号 (ふりがな) 住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。) 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)	
電気通信事業法第25条第1項の第一号基礎的電気通信役務の提供を電気通信事業法施行規則第14条第1号に規定する電気通信役務に代えて同条第3号又は第4号に規定する電気通信役務により提供する区域等について、電気通信事業法第166条第1項及び電気通信事業法施行規則第22条の2第2項の規定により、報告します。	
実施期日	
電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域	
その他参考となる事項	
注1 電気通信事業法施行規則第14条第3号又は第4号に規定する第一号基礎的電気通信役務により提供する区域ごとに別葉とすること。 2 提供区域については、都道府県全域を提供区域とする場合以外は、市町村を単位として記載することとし、市町村の一部を単位とする場合は、字名等を記載すること。 3 参考となる資料があれば添付すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。	

業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする年月日	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする理由	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする基礎的電気通信役務に係る契約の申込みの受付を終了する日	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
周知の実施方法	

注 1 「業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務」については、「（何）サービスに係る業務」等と記載すること。

2 「利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先」については、利用者が連絡可能な連絡先を営業所又は事務所ごとに記載すること。

3 「業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務の代替となる基礎的電気通信役務」については、当該代替となる基礎的電気通信役務（電気通信設備を変更することによりその代替となる場合にあっては、当該電気通信設備及び基礎的電気通信役務。以下この注において同じ。）の名称及びその内容のほか、業務区域の減少（電気通信回線設備の規模の縮小又は電気通信業務の休止若しくは廃止）をしようとする業務に係る基礎的電気通信役務と当該代替となる基礎的電気通信役務との比較検討が可能となる情報（当該代替となる基礎的電気通信役務に関する事業者間協議を行った場合にあっては、その情報を含む。）を具体的に記載する

<u>こと。</u>	
4 「利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報」については、当該情報を具体的に記載するとともに、当該情報（その提供方法を含む。）について事前に消費生活に関する事項について専門的な知見を有している機関、団体等に相談している場合にあつては、その旨を併せて記載すること。	
5 「周知の実施方法」については、周知をどのように実施するか（項目ごとに当該方法が異なる場合には、それぞれの方法）を具体的に記載すること。なお、本届出より前にも利用者への周知を行つている場合には、その実施時期及び実施方法の概要についても記載すること。	
6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。	
様式第15の3（第22条の2の11の2第2項関係）	
[略]	
電気通信事業法第26条の5第2項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。	
休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	
[注1～6 略]	
様式第18の8（第25条の7の4関係）	
[略]	
廃止した年月日	
電気通信事業法第26条の5第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内	

様式第15の3（第22条の2の11第2項関係）	
[同左]	
電気通信事業法第26条の4第2項の規定により、電気通信業務を休止（廃止）したいので、次のとおり届け出ます。	
休止予定年月日及び予定期間 （廃止予定年月日）	
休止（廃止）しようとする業務	
休止（廃止）しようとする理由	
周知を開始する年月日及び周知の実施期間	
利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先	
休止（廃止）しようとする業務に係る電気通信役務の代替となる電気通信役務	
利用者の被害の発生又は拡大の防止に資する情報	
周知の実施方法	
[注1～6 同左]	
様式第18の8（第25条の7の4関係）	
[同左]	
廃止した年月日	
電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内	

容		容	
注 1 「電気通信事業法第26条の5第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。 [2 略]		注 1 「電気通信事業法第26条の4第1項の規定により利用者に周知させるために行つた措置の内容」については、周知させた事項、時期、利用者の範囲及び方法等を具体的に記載すること。 [2 同左]	
様式第38(第40条の3、第40条の6第1号関係)		様式第38(第40条の3、第40条の6第1号関係)	
[略]		[同左]	
[1 略]		1 [同左]	
注 法第10条第1項第3号イに規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第4条第3項に規定するものを記載すること。		注 法第108条第2項に規定する第一号基礎的電気通信役務の種別として第40条の7に規定するものを記載すること。	
[2・3 略]		[2・3 同左]	
備考	表中の [] の記載及び右表規定の11重労働を付した標記部分を除く全体に付した標記は別記による。		

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附則 (附属設備) 「1」4 略」 5 法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 6 法附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 「7 略」	附則 (附属設備) 「1」4 同上」 5 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の三の総務省令で定める附属設備は、中継局その他の設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 6 法附則第十五項の規定により読み替えて適用する法第百三条の二第四項第十二号の四の総務省令で定める附属設備は、同号の電気通信設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 「7 同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(電気通信事業会計規則の一部改正)

第二条 電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 巡						各 出 巡								
別表第二（第5条、第6条、第15条及び第18条関係） 財務諸表様式 [様式第1～様式第14 略] 様式第15 指定電気通信役務損益明細表 事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで (単位 円)						別表第二（第5条、第6条、第15条及び第18条関係） 財務諸表様式 [様式第1～様式第14 同左] 様式第15 指定電気通信役務損益明細表 事業者名 _____ 年 月 日から 年 月 日まで (単位 円)								
役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要	役務の種類		営業収益	営業費用	営業利益	摘 要			
指定電気通信役務	音声伝送役務	基本料				指定電気通信役務	音声伝送役務	基本料						
		市内・市外通信						市内・市外通信						
		公衆電話						公衆電話						
		その他						その他						
		小計						小計						
	F T T Hアクセスサービス						指定電気通信役務	特定電気通信役務以外の指定電気通信役務	F T T Hアクセスサービス					
	専用役務								専用役務					
	その他								その他					
	[略]								小計					
	[同左]								[同左]					
[略]					[同左]									
[略]					[同左]									
[略] [様式第16～様式第18 略]						[同左] [様式第16～様式第18 同左]								
運用 総母の [] の配属を把握し、その														

（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成十年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように入れ、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しで改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附則 「見出しを削る。」 第二条 削除 (経過措置) 第三条 この省令の施行の際現に電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、新法第三十一条第三項の郵政省令で定めるものに適用される最初の基準料金指数については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十九条の五第二項中「十月一日から一年」とあるのは、「適用の日から九月三十日まで」の期間」とする。 備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	附則 (経過措置) 第二条 電気通信事業法附則第五条第二項の電報の取扱いの役務に関する料金については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則の規定は適用せず、この省令による改正前の電気通信事業法施行規則の規定はなお効力を有する。 第三条 この省令の施行の際現に電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新法」という。）第三十八条の二第二項に規定する指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者が当該指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、新法第三十一条第三項の郵政省令で定めるものに適用される最初の基準料金指数については、この省令による改正後の電気通信事業法施行規則第十九条の五第二項中「十月一日から一年」とあるのは、「適用の日から九月三十日まで」の期間」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和八年〇月〇日）から施行する。

（経過措置）

第二条 改正法附則第五条の規定により読み替えて適用する改正法第一条の規定による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第十三条第五項の規定による届出をしようとする者は、この省令第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「改正規則」という。）様式第六及び様式第七の届出書を提出しなければならない。

2 改正法附則第六条の規定により読み替えて適用する改正法第一条の規定による新法第十六条第三項及び第四項の規定による届出をしようとする者は、改正規則様式第六及び様式第七の届出書を提出しなければならない。

第三条 この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前の電気通信事業法施行規則第四十条の七に規定する種別ごとにされている第一種適格電気通信事業者の指定に係る申請は、改正規則第四条第三項に規定する種別ごとになされた申請とみなす。